

# 食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

## 第 23 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 2 月 8 日（金） 14:00～16:07

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- (1) 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）のフォローアップについて
- (2) 平成 20 年度食品安全委員会運営計画について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

早川座長、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、河合専門委員、  
近藤専門委員、佐々木専門委員、清水専門委員、谷口専門委員、西脇専門委員、  
橋本専門委員、福代専門委員、宗像専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

見上委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勸告広報課長、  
小平リスクコミュニケーション官

(説明者)

厚生労働省 國枝基準審査課長

農林水産省 小林消費・安全政策課課長補佐

環境省 大友農薬環境管理室長

文部科学省 湯澤学校健康教育課調査係長

## 5. 配布資料

- 資料 1 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」  
(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定) のフォローアップについて (案)
- 資料 2 平成 20 年度食品安全委員会運営計画 (素案)
- 参考資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項  
(平成 19 年 12 月 13 日食品安全委員会決定)
- 参考資料 2 「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」  
(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定) のフォローアップについて (報告)  
(平成 19 年 2 月食品安全委員会 企画専門調査会)
- 参考資料 3 食品安全委員会運営計画 新旧対照表
- 参考資料 4 平成 19 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況の  
ポイント (未定稿)
- 参考資料 5 平成 19 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況  
について (未定稿)
- 参考資料 6 - 1 平成 19 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う  
案件の候補について
- 参考資料 6 - 2 平成 19 年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う  
案件等の取扱いについて
- 参考資料 7 平成 20 年度食品安全委員会予算 (案) の概要
- 参考資料 8 食品安全基本法 (平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号)
- 参考資料 9 - 1 食品による薬物中毒事案への対応について
- 参考資料 9 - 2 食品による薬物中毒事案について
- 参考資料 9 - 3 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の  
発生等について
- 参考資料 9 - 4 ハザード情報シート「メタミドホス」について

## 6. 議事内容

○早川座長 それでは、定刻の 2 時になりましたので、ただ今から「企画専門調査会第 23 回会合」を開催いたします。

本日は 13 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席でございます。

また、武見専門委員、山根専門委員、及び渡邊専門委員が御欠席でございます。

なお、宗像専門委員につきましては、昨年 10 月に新たに企画専門調査会の専門委員に御就任され、今回、初めて御出席いただきましたので、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。宗像専門委員、よろしくお願いいたします。

○宗像専門委員 よろしくお願いいたします。共同通信社で編集委員兼論説委員をしています、宗像と申します。

前はどうしても仕事の都合で欠席いたしまして、申し訳ありませんでした。今日初めてですが、皆さんの話を聞きながら、いろいろ貢献したいと思います。よろしくお願いいたします。

○早川座長 ありがとうございます。

また、本日は食品安全委員会から各委員にも御出席をいただいております。さらに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて、御審議いただきますので、関係各省の関係者の方々にも御出席をいただいております。私の方から御紹介させていただきたいと思います。

厚生労働省から医薬食品局食品安全部、國枝基準審査課長。

農林水産省から消費・安全局、小林消費安全政策課課長補佐。

環境省から水・大気環境局土壌環境課、大友農薬環境管理室長。

文部科学省からスポーツ・青少年局学校健康教育課、湯澤調査係長。

以上、4 名の方でございます。皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に事務局より資料の確認をお願いいたします。

○大久保総務課長 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。議事次第が配られていると思いますが、まず資料 1、これは本日の議題になります基本的事項フォローアップ（案）というものでございます。

資料 2 が、同じく本日の議題になります「平成 20 年度食品安全委員会運営計画（素案）」というものでございます。

以下は参考資料でございますが、参考資料の 1 が「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 19 年 12 月 13 日食品安全委員会決定）」。

参考資料 2 が同じく基本的事項のフォローアップ報告、これは平成 19 年 2 月のものがございます。それが参考資料として出ております。

参考資料 3 としまして「食品安全委員会運営計画 新旧対照表」が配られております。

参考資料 4 が「平成 19 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況のポイント

(未定稿)」という 1 枚紙があると思います。

参考資料 5 が、同じく「平成 19 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況について(未定稿)」、詳細版ということで多少分厚いのが入っていると思います。

参考資料 6-1 は「平成 19 年度食品安全委員会自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について」という報告があると思います。

参考資料 6-2 は、同じく 19 年度の自ら評価を行う案件等の取扱いについてという 2 枚紙のペーパーがあると思います。

参考資料 7 が「平成 20 年度食品安全委員会予算(案)の概要」でございます。

参考資料 8 が「食品安全基本法(平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号)」でございます。

事前にお配りしていたものから新たに追加された資料が 4 点ほどございます。それが参考資料 9-1「食品による薬物中毒事案への対応について」。

参考資料 9-2「食品による薬物中毒事案について」。

参考資料 9-3「中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について」。

参考資料 9-4「ハザード情報シート『メタミドホス』について」というものでございます。最後の 9-1 から 9-4 は今日お配りしているものでございます。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。お手元の資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元に配布されております「企画専門調査会第 23 回会合議事次第」に従いまして、本日は基本的事項のフォローアップ及び平成 20 年度食品安全委員会運営計画について御審議をいただくということにしております。

本日御審議いただきます 2 つの議題は、参考資料 1 として配布されておりますが、昨年 12 月 13 日の食品安全委員会において、企画専門調査会に当面調査審議を求める事項として決定されたものでございます。

なお、1 月 30 日に明らかになりました中国産冷凍食品が原因と疑われる薬物中毒事案につきましては、議題 3 の「その他」の中で事務局より御報告があるということでございますので、この点についての御質問や御意見は、その際にお願いできればと思います。

それでは、事務局から議題 1 の基本的事項のフォローアップについて御説明をお願いいたします。

○大久保総務課長 それでは、資料 1「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定)のフォローアップについて(案)」について御説明申し上げます。

1 ページをめくりますと「目次」がございます。目次には第 1 から第 10 という表題が付いておりますが、食品安全基本法におきましては、規定の 11 条から 20 条までに、いわゆる食品の安全性を確保するための 10 項目にわたります、ここに書いてございますような課題につきまして、施策の基本的方向性というのが条文で定められております。しかしながら、行政を展開する上では、この基本的方向性だけではなかなか難しいので、具体的な推進方策を基本的事項という形で定めているところでございます。この基本的事項につきましては、平成 16 年 1 月に閣議決定されているというものでございます。

その具体的な内容は下にございますように、下の表の左側の記載事項、ここに書かれておりますが基本的事項そのままでございます。

食品安全の問題につきましては、食品安全委員会はもちろんでございますが、厚生労働省、農林水産省、環境省、文科省、これらの省庁が関わっております。したがって、これらの省庁のものもすべて網羅されているという形になっております。

今日ここで御審議いただきまして、企画専門調査会の結果については、食品安全委員会の方に報告する。そこで了承されますと、国民の皆さんに公表するという段取りになります。したがって、今日はここに書かれております事項について御確認いただきまして、国民に公表するに当たって、こういうふうにした方が分かりやすいんじゃないとか、あるいは今後施策を進めていくに当たってこういう点に留意したらいいのではないかという御示唆等ございましたら、承りいたしまして、今後の行政に役立てていきたいという趣旨のものでございます。

ここで具体的事項は右側になっておりますが、これは基本的事項に沿って、各省が平成 19 年 1 月から 12 月 31 日までの間の 1 年間にやったものをまとめたものという形でございます。

以下、簡単にポイントのみ御説明させていただきたいと思っております。

1 ページの「項目」のところがございますように、「第 1 食品健康影響評価の実施」、これは基本法の第 11 条に相当するところでございます。その左側の「記載事項」を見ていただきますと、基本的な考えの中で食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないとされているところでございます。

その下の（２）を見ますと、評価の実施に当たっては食品供給の行程の各段階において次のようなことに留意しなければならないとしまして、農林水産物の生産段階でございすれば、使用される肥料とか農薬、飼料等について評価を行う。

また、食品の製造・加工段階であれば、使用される原料、添加物、器具、容器包装等に

ついて評価を行うこと等が書かれている。

それにつきましての具体的内容、右側の欄でございますけれども、食品安全委員会におきまして、平成 19 年、これは 1 年間でございます。いわゆる農林水産省なり厚生労働省から 253 件の評価要請を受けたという実績がございます。

これにつきまして、②にございますように、19 年におきまして、ここに書いてございますが、合計 207 件につきまして、私ども評価結果を取りまとめた。それらについては、各機関に通知をしたということでございます。

参考のところに書いてございますが、食品安全委員会は 15 年 7 月にできております。それから 19 年末までで合計でどれだけ要請を受けたかという、ここにありますように 911 件。そして、19 年末までで 508 件評価を終了したという実績になっております。

また、19 年に行いました 207 件の内訳が次の欄の○に書いてございますが、添加物 20、農薬 81 等々でございます。やはり農薬が一番多くなってきている。これは平成 18 年度にポジティブリスト制度が導入されたことが大きいと考えております。

2 ページ（6）、企画専門調査会に大きく関係しております自ら評価について規定されております。「なお」書きにございますように、「なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する」ということになっております。

右欄の①にありますように、食中毒原因微生物についての評価。これは平成 16 年度に自ら評価として決定したものでございます。

平成 19 年につきましては、6 月に、要は何からやっていくかということで意見交換会を行いました。その結果、カンピロバクターからやるということで現在評価を進めているということでございます。

3 ページの一番上の方でございますが「②我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」。これにつきましては、平成 19 年 5 月、自ら評価案件に決定したものでございます。

そしてこの括弧書きにありますように、14 か国の調査対象国を決めまして、8 月でございますが、大使館を通じて調査を実施したというところでございます。

また、「なお」書きがございます。11 月 27 日の企画専門調査会におきまして、食品中の鉛の評価、これを自ら評価案件として委員会に報告するのを決定したところでございます。

次に「2 自ら評価の定期的な点検」でございます。これは 2 つ目の○を御覧いただくのがいいと思います。19 年の企画専門調査会におきましては、先ほど言いましたように食

品中の鉛、これは自ら評価案件候補として決定いたしました。この最後の括弧にございますように、「こんにやく入りゼリー」を始め、外の案件につきましても、それぞれのものの特性に応じまして、例えば情報提供する等、きめ細かな対応を決定していただいたというところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。上の方に「2 例外措置の具体的内容」がございます。

先ほども言いましたが、健康影響評価については、施策ごとに行うということでございますが、評価を行わない場合がここで定められております。

(1)にございますように、「当該施策の内容からみて評価を行うことが明らかに必要でない場合」ということで、平成19年を見ますと右側でございます。ここに①から④までの4案件につきまして、委員会において審議いたしまして、評価を行う必要がないという判断をしたところでございます。

1つ飛びまして、(3)につきましても、緊急を要する場合、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときについてはやらないという形になります。

それについては右の欄を見ていただきますと、平成19年については4月、11月に括弧書きにあります2つの案件につきまして、厚生労働省からいとまがない場合に該当するというので、暫定的な基準値を策定する。当然その後に必要な安全性に関する資料を収集しまして、評価要請をするという旨の説明があったところでございます。

4ページの最後のところ「3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」というのがございます。この辺はあまり前年度から変わっておりませんが、5ページの中ほどに③がございます。「食品健康影響評価に関するガイドラインの作成」というものがございます。

右の欄を見ていただきますと、19年におきましても、最初の○にありますように微生物の関係の評価指針、これをガイドラインとしてつくっております。

2つ目の○になりますが、黒ボツが3つございますが、これにつきましても、19年、作成に取り組んだという実績でございます。

一番下の「(2) 食品健康影響評価の実施時」の①で、評価に当たっては海外のリスク評価機関と連携を深めるというのがございます。これについては右側の欄の2つ目の○を御覧いただくといいと思いますが、私どもEFSAとの連携を強化したいということで、連携の枠組み、覚書、そういうものを締結したいと考えております。

これに関連しまして、昨年8月にEFSAの副長官がこちらに来ております。また、11月にはEFSAの5周年ということもあり、委員長等が向こうに行き、意見交換を行ったという

こととございます。

それでは、次に7ページの中ほど「4 委員会の行う勧告等」というのがございます。

(1)の①にありますように、食品安全委員会は、評価の結果に基づきまして、食品の安全性の確保のために講ずべき施策、これを各大臣に勧告するという権限がございます。右の欄を見ていただきますと、平成19年におきまして、勧告をする必要性があるものはなかったということとございます。

しかしながら、私ども評価結果をADIという形で関係大臣に通知をいたしますが、その際、必要がある場合にはリクス管理上留意すべき点、これらも付記して通知しているということとございます。

②、評価結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視する、これはモニタリングとされているものとございます。これらの結果、必要がある場合には関係大臣に勧告するというのがございます。

右の欄を見ていただきますと、①、②にございますように、私どもが評価したものがその後どうなったか、それを厚生労働省なり農林水産省に、昨年で言えば2月、8月に調査をいたしました。その回答を分析しましたところ、しかるべき措置が講じられているということで、特に問題は認められなかったという状況とございます。

続きまして、8ページ中ほどの項目で「第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）」の左側の欄の(1)にございますように、食品の安全性の確保に関する施策、これはここに書いてありますようなことを考慮し、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて行わなければならないとなっております。

右の欄でございますが、厚生労働省におきましては、施策の策定に際しまして、委員会の評価結果に基づいて国民健康・栄養調査結果等に基づく暴露量の推計を行う。

また、国際規格等との整合性等も考慮して施策を行っているということとございます。農林水産省も基本的には同じでございます。

「(2) 食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進める」というのがございます。その右側ですが、厚生労働省におきましては、既存の添加物、平成19年3月3日付けで32品目について、既存添加物名簿から削除したというのがございます。

その2行下でございますが、食品添加物に関して、7件の指定なり規格基準の改正を行った等々の措置を講じたということとございます。

9ページが一番上「(3) 食品衛生法に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよ

う、監視・指導及び調査の実施等に努める」というところでございます。右を見ていただきますと、厚生労働省におきましては、都道府県等食品衛生監視指導計画、又は輸入食品監視指導計画に基づいて監視指導を実施したという実績でございます。

「第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）」でございます。その「1. 基本的考え方」を見ていただきますと、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の意見を反映する。それから、過程の公正性、透明性を確保する。関係者相互の情報・意見の交換を行うリスコミでございます。そういうことが定められております。

具体的にはどんなことをやっているかというのを右側で見ていただきますと、①から④がございしますが、意見交換会を開催したり、意見・情報の募集をする等々を行ったわけでございます。

また、その1つ下の○を見ますと、食品安全委員会又はリスク管理機関は相互に連携いたしまして、これは平成19年でございしますが、全国各地で31回意見交換会を行ったというものでございます。

その下、食品安全委員会におきまして、食品健康影響評価に関する審議結果につきまして、1年間で123回意見・情報の募集を行ったという実績でございます。

10ページの一番上の右の一番上の○で、厚生労働省、農林水産省のリスク管理機関でございしますが、平成19年に86回の意見・情報の募集を行ったという実績でございます。

10ページの一番下の「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」ということで、これは右側を見ていただきますと、いわゆる事務の調整ということで、おおむね2週間ごとに関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を開催しております。

次の○で、私どものリスクコミュニケーション専門調査会におきまして、ここに小さい黒ポツが5つありますが、こういう5課題について昨年調査審議を行ったという実績でございます。

その下の○でございしますが、平成19年食品安全委員会、リスク管理機関が連携しまして、この黒丸が3つございます。横断的なリスクコミュニケーションということで意見交換会を実施したということでございます。

11ページ「第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）」でございしますが、基本的な考え方にございますように、緊急の事態への対処については、国民の健康への影響を未然に防止する、これが最も重要であるということで、委員会及びリスク管理機関が連携を図りまして、重大な被害の発生に関する情報の収集、状況の把握を行う等々が書かれております。右の欄でございしますが、緊急事態等への対応につきましては、政府といたしまして、記載のとおり対応基本要綱とか対応実施要綱、このようなもの

を整備しているところでございます。

2つ目の○でございますが、19年度には緊急事態は発生しなかったということでございますが、12月3日に委員会とリスク管理機関との間で合同の訓練を実施したという実績でございます。

「2 緊急時の情報連絡体制」ということで、右側を見ていただきますと、食品安全委員会及びリスク管理機関の相互間、これは平時から情報連絡窓口を設置する。また、緊急時における情報連絡窓口を整備するという形で実施しているところでございます。

13 ページの一番上から御説明します。

「第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）」でございます。

「1 基本的考え方」の最後の2行でございます。「このため」のところを見ていただくと思います、「食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図る」ということがございます。

以下、大体似たようなことが書かれておりますが、これにつきましては、（4）の右側を御覧いただくのが一番いいと思います。

「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」、これは各省申合せがございまして、これに基づきまして、黒ポツが3つございます。

「・食品安全行政に関する関係府省連絡会議」、これは各省の部局長クラスの会議でございます。平成19年に3回実施しております。また、ここに記載がございませんが、幹事会というのもございます。これは関係の課長クラスでございます。これは毎週やっております。

その外「・リスクコミュニケーション担当者会議」、「・食品リスク情報関係府省担当者会議等」を実施して連携を図っておるということでございます。

その下の○でございますが、食品安全委員会と地方との連携も重要ということで、昨年11月21日に全国食品安全連絡会議を開催しております。

14 ページ「第6 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）」の「1. 基本的考え方」の2行目くらいに書いてございますが、「このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成」等々を行うということで、右側を見ていただきますと、食品安全委員会は、食品健康影響評価技術研究事業、これは平成17年度からやっているもので、私どもが研究領域を示して、いわゆる手挙げ方式で研究者の方に応募してもらうというものでございます。これを通じまして、国立の研究機関とか大学に研究を委託して技術開発を進めているということでございます。平成19年度、2つ目の○でござい

ますけれども、4 研究領域、9 課題を選定したところでございます。

15 ページの一番上の○で厚生労働省はどうかと言いますと、厚生労働科学研究事業を通じまして、国立試験研究機関、大学等の研究者に補助金を交付している。

さらに農林水産省でございますが、農林水産研究基本計画に基づきまして、技術研究開発を推進しているというところでございます。

17 ページの最初のところから御説明します。

「第7 国の内外情報の収集、整理及び活用（法第17条関係）」でございます。

これにつきましては、「1 基本的な考え方」の最後の2行くらいに書いてございますが、「国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び科学技術その他の必要な措置を講ずる」ということでございます。

右の欄でございますが、大体各省同じようなことをやっております。行政機関、試験研究機関、国際機関、諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く情報を収集し、整理し、分析しているというところでございます。

中ほどの(3)にございます「危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める」ということで、右の欄を見ていただきますと、食品安全委員会、平成19年でございますが、鳥インフルエンザに関する情報を更新した。その外、括弧の中にありますように、ホームページを通じて情報提供を行ったところでございます。

続きまして、18 ページ「3 委員会における一元的な情報収集の実施等」がでございます。中ほどからでございますが「リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、情報について整理、分析及びデータベース化を図る」というものでございます。

右の欄を見ていただきますと、食品安全委員会、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を通じまして、情報の一元的収集に努めている。

その情報につきましては、2つ目の○ですが、食品安全総合情報システムで管理する。そして一般への公開なり関係行政機関への提供を進めているところでございます。

「第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）」でございます。

これにつきましては、「1 基本的考え方」の一番最後の行の中くらい「消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示が分かりやすいものとなるよう、今後とも引き続き「食品の表示に関する共同会議」等において、食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聞きつつ、問題点及び改善方策を検討する」というのがございます。

18 ページの右の一番下の欄でございますが、「食品の表示に関する共同会議」において、

平成 19 年 3 月アレルギー表示義務対象品目に「えび」、「かに」を追加した。また、遺伝子組換え食品につきましては、18 年 11 月にてん菜、19 年 10 月に高リシンを追加した等々の措置を講じているところでございます。

19 ページの「(2) 食品の表示の制度及び内容について、消費者が正しく理解することができるよう、厚生労働省、農林水産省は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める」がでございます。

右の欄に公正取引委員会、厚生労働省、農林水産省は、共同で食品の表示に関するパンフレットを作成した。食品表示地域フォーラム等を開催したということでございます。

「3 違反に対する監視、指導及び取締り」でございますが、右の欄を見ていただきますと、厚生労働省におきましては、食品衛生監視員が一斉取締り、食品表示に関する監視を行っている。

また、農林水産省におきましては、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門に担当する職員を配置して指導、監視を実施する。

また、食品表示 110 番、食品表示ウォッチャー等で日常的に監視をしているということでございます。

20 ページ「第 9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 19 条関係）」の「1 基本的考え方」の最後の 2 行くらいでございますが、「食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある」ということで、右の欄を見ていただきますと、食品安全委員会におきまして、地域におけるリスクコミュニケーションを担う人材育成を図っていきたいということで、括弧書きの真ん中にありますように、地域の指導者育成講座、リスクコミュニケーター育成講座、これらを実施しているところでございます。

また、農林水産省におきましては、消費者向けホームページの掲載内容を拡充した。また、コンテンツの内容をコンパクトにまとめたテキストブックを作成したところでございます。

2 以下が食育関係になります。これにつきましては、3 の (1) の横の欄の 3 つ目の○でございます。食品安全委員会が平成 19 年 8 月、夏休みを利用して、「ジュニア食品安全委員会」開催したという実績がございます。

また、(3) の右側、これは文部科学省関係でございますが、栄養教諭を中核としまして、学校給食の時間、関連教科等における食育の推進を図った。

また、21 ページの一番上の○で「全国の小学校 1 年生、5 年生及び中学校 1 年生に対する食生活学習教材の作成・配布を行っており」という実績があるところでございます。

最後でございますが「第 10 環境に及ぼす影響の配慮（法第 20 条関係）」ということで、これは「1 基本的考え方」の右側を見ていただきたいと思います。

農薬取締法では農薬の登録保留基準を設定する。農薬を使用する際に使用者が遵守すべき基準を定めること等により、農作物の生産段階における環境への影響が生じないように措置しているということでございます。

また、最後の欄でございますが、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、これの改正が 6 月になされまして、農林水産省、環境省におきまして、政省令を改正しまして、19 年 12 月に施行したというところでございます。

環境省におきましては、水産動植物の被害防止に関する農薬登録保留基準を改正しまして、基準値の作成を進め、19 年には 16 農薬について基準値を設定したところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。本日関係各省から担当の方が来ておられますので、各省で何か補足等がございましたら、よろしく願いいたします。厚生労働省、何かございますか。

○国枝基準審査課長 特にございません。

○早川座長 農林水産省、よろしいですか。

○小林消費・安全政策課課長補佐 ありません。

○早川座長 環境省、よろしいですか。

○大友農薬環境管理室長 はい。

○早川座長 文部科学省よろしいですか。

○湯澤学校健康教育課調査係長 はい。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明、非常にたくさん、これは平成 19 年において具体的にそれぞれ法律の根拠に基づいてやるべしと言われたことを、こういう形でやりましたということの内容が書かれているわけではありますが、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いします。先ほど御説明がございましたように、国民の皆様にもう少しこのところのかみ砕いて説明した方がよろしいのではないかとこのところも含めまして、何かございましたら、お願いいたします。

○河合専門委員 ちょっと的を外れているかもしれませんが、リスクコミュニケーションについて感じたことを申し上げますと、このリスクコミュニケーションというのは対話ができていると思っていて、今後もますます広げてもらいたいと思っています。ただ、その参加者がどうしても偏っているような気がして、もうちょっと幅広いというか、一般

の方に来てもらえるような施策というのを見つけていただくと非常にいいなと思います。

例えばどうやったらうまくいったという、やったことに対する監査みたいなのをどこかがチェックして広げていくとか、何かやり方とか、方法みたいなものをもうちよっと工夫された方が、せっかくいいことをやっていて、広めようと言っているときの広め方がちょっと弱いかなと思います。特に今、メディアの方が大々的に行っているんで、そのギャップが非常に感じてしょうがないので、是非そこら辺のところはお願いしたいなと思います。

○早川座長 ただ今の御発言は、平成 20 年度に向かってどういう形でやればいいのかという御提案だと思いますが、次の資料 2 の方で今の問題は取り上げますが、現時点で何かございましたら、お願いいたします。

○小平リスクコミュニケーション官 ありがとどうございます。私どももできるだけ分かりやすいような形で、効率的、効果的にリスクコミュニケーションを進めていきたいと思っています。リスクコミュニケーションというのは幅広いものですから、どのような情報を提供したらいいかということと、本当に面と面を合わせて意見交換する場まで、様々なタイプがあると思います。これらのことを場合場合によってどのように使っていくかということを考えていかななくてはいけないと思っています。特に意見交換会みたいなことだと、おっしゃられるように、どうしても参加者が偏ってしまうということは私どもも課題だと思っておりまして、今、リスクコミュニケーション専門調査会の中で、どのように設計をして、どういう方を対象にしてやっていったらいいか。また、それを振り返って検証して、次の意見交換会にどのように生かしたらいいかということで、マニュアルづくりに取り組んでいただいております。そんなものも生かしてどのようにやったらいいか。また、やり方を工夫していきたいと思っております。

一般の方に参加していただくという面では、地方公共団体とも共催で、一般的に不安が高いような話題についてそういった場を設けるといったことで、様々な工夫を重ねていきたいと思っておりますので、また、20 年度の議論のときにも御知恵等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○早川座長 現在のところはよろしゅうございますか。

○河合専門委員 はい。

○早川座長 忌憚のないことを何でもおっしゃっていただければ結構だと思います。こういう事項をもっと具体的に記載した方がいいんじゃないかということも含めて、よろしいでしょうか。

○福代専門委員 20 ページから 21 ページになるんですが、ここで 19 年度は全国の小学校

1年と5年生に食生活学習教材の作成と配布を行う等の取組が行われている。これは文部科学省がされているわけですね。その中に食品安全委員会等で行っているもろもろの内容的なことも盛り込んだ内容のものが配布されているわけでしょうか。

○湯澤学校健康教育課調査係長 文部科学省でございます。食生活学習教材の中学生用におきまして、食品の消費期限、賞味期限、安全に食べるという観点からそういった記述がございます。

○福代専門委員 ここでは全国の小学校1年生、5年生及び中学校1年生となっておりますが、中学校のみですか。

○湯澤学校健康教育課調査係長 中学1年生のみです。学習指導要領で中学校から食品の安全ということを学習することになっておりますので、小学校には入っておりません。

○福代専門委員 食育に関わる内容ですね。

○湯澤学校健康教育課調査係長 はい。

○福代専門委員 分かりました。

○早川座長 この食品安全委員会との関係と言うか、文科省が独自の施策として行っているのか、何かタイアップして共同作業がどこかであるのかという点はいかがでしょうか。

○福代専門委員 その辺りがどの程度連携が取られているのかということをお願いします。

○小平リスクコミュニケーション官 食育の全体につきましては、内閣府の中に食育推進室というところがございまして、そこで専門的な審議も含めて進めておりますが、関係府省すべて関係することがございますので、食品安全委員会としても出まして、そういった審議の中で様々な取組を推進しているところでございます。

私どもとしましては、20ページの上でございますが、地域において食品の安全について分かりやすいお話をしていただけるよう人材を育成するとともに、子どもにも分かりやすい資料を提供したいということも含めまして、例えば季刊誌の中にキッズコーナーといったものを設けまして、小学生の教材としても使えるような簡単な情報提供の主体をつくったり、今年度まだできておりませんが、食育ということで、小学校の高学年、あるいは中学生にも理解できるような、いわゆる食品の安全性なりリスク分析についての考え方みたいなものを資料としてつくって、関係者に配布しようという取組を行っているところでございます。

○早川座長 よろしいですか。

○福代専門委員 分かりました。学校給食法も改正になりますし、これから食育に関しましては、いろいろ進められる中で、できるだけ食の安全、安心に関しましても、啓発できるような内容を取り込んだ教材提供をしていただきたいと思います。

以上です。

○早川座長 それでは、外にどなたかございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この資料1に関わるフォローアップにつきましては、基本的にはこの資料1に書かれたようなことで、この企画専門調査会としては了承するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。これに関連して次のステップに向けての幾つかのコメント、あるいは御提案がございましたので、次の資料の方に進ませていただきます。

事務局の方から第2の議題「平成20年度食品安全委員会運営計画について」の御説明をお願いいたします。

○大久保総務課長 座長、申し訳ございませんが、フォローアップは終わったので、各省の方々に御退席していただくようなことでお願いします。

○早川座長 失礼いたしました。

基本的事項のフォローアップに関する審議はこれで終了ということでございますので、関係各省の方々には御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございます。

それでは、資料2の方の説明をお願いいたします。

○大久保総務課長 続きまして、資料2の「平成20年度食品安全委員会運営計画(素案)」を御説明したいと思います。

参考資料3として新旧対照表をお配りしており、これは平成19年度と対比してどこが変わったかを示したというのでございます。ただ説明はこの縦長の方で説明いたします。もし、どこがどう変わっているのかなというのを御覧になりたければ、こちらの新旧対照表も併せて見ていただければと思います。

それでは、資料2の方で説明させていただきます。

1 ページ目で「平成20年度における委員会の運営の重点事項」が書かれております。

1は飛ばしまして、2でございます。2は平成19年度にはございませんでした。今回、20年度重点として盛り込んだものでございます。

食品安全委員会は、今年の7月に設立5周年を迎えるということでございます。これを1つの契機にしまして、私どもこれまでの活動全般を総点検する必要があるだろうと考えております。その上で見直すべき事項、改善すべき事項があれば改善していくという、横断的にやってきたいと考えております。

併せて、国内外の食品安全に関わる関係者と交流を深めるとともに、広く国民に我々の活動を知ってもらう必要もあるだろうということで9月を目途に5周年記念事業を行いた

いと考えております。これが 20 年度の大きな柱、目玉でございます。

併せて 3 になりますが、毎年重点事項を特に定めております。ここからは小さいポツになっておりますが、まず最初のポツは評価関係になります。先ほど言いましたように平成 18 年度にポジティブリスト制度が導入されました。これに伴いまして、農薬等を中心に評価案件は増大しております。

したがって、これをいかに迅速・円滑にリスク評価するかというのが大きな課題でございます。今年の 4 月に実は農薬専門調査会の専門委員の改選がございます。それも踏まえまして、やはり運営方法の見直し、改善・効率化を目指したいと考えております。

併せてリスク管理機関とより密接に連携して、基本的にはリスク評価の資料はリスク管理機関から来ますので、協力して審議の進め方、効率化を考えていきたいというところでございます。ガイドラインについても、先ほども御説明しましたが、これについては淡々と進めたいと考えております。

2 つ目のポツでございます。食品健康影響評価技術研究ということで、これも先ほど説明いたしましたが、平成 17 年度から実施しているものでございます。これは公募方式でございますが、これについて評価を実施する上で今後必要となる技術的課題、これに的確に対応して研究領域を設定する必要があるだろうと。当たり前でございますが、それをやりたいと。これは 1 課題 3 か年の研究期間がございます。したがって、毎年度中間的に評価をする。

17 年度から始めて研究期間の 3 か年でございますので、今年の 3 月に最初の成果が出てまいります。それについては、事後評価を適切に実施していきたいと考えております。

3 つ目のポツでリスクコミュニケーションでございます。これについてはより参加型の運営を目指したいと。また、参加者の理解度をより一層高めることができるように効率的、効果的な意見交換会というものを先ほどもお話が出ましたが、やりたいということでございます。

私どもの問題意識としまして、地域においてリスクを担う人材を養成したいと考えており、このための事業として、地域の指導者育成講座とリスクコミュニケーション育成講座等の事業を我々は持っております。その充実を図る。

また、「食品安全モニター」、これは全国で 470 人ほど委嘱しております。この方々も地域においてそういうものを担っていく中核となっていく人たちだと思いますので、そういうモニター事業とも連携を深めていきたいと考えております。

次のポツの「食品安全に関する広報」につきましても、ホームページ、メルマガ、季刊誌等々を発行するとともに、やはりマスメディアの影響力は大きいということで、これら

を通して正確で分かりやすい情報を迅速かつ的確に提供したい。

それから、マスメディアの皆さんに食品安全について理解を深めていただく、私どももそういう努力をする必要があるだろうということで、そういうものを推進したい。また、我々のホームページ、検索しにくいとかいろいろございます。その辺の改善を進めたいと考えております。

最後のポツで食品の安全性に関する情報、これにつきまして、リスク管理機関と連携しながら一元的に収集整理分析をしたいと考えております。そのためのものとして、先ほどもちょっと言いましたが、食品安全総合情報システムを我々は持っております。これが21年度から改修を始めるということでございまして、2ページ目、それに向けた準備を進めていきたいと考えております。

また、緊急時を想定した訓練、まさに今は一種の緊急時になっていますが、それも進めてまいりたいと考えております。

最後のポツになりますが、評価における国際協調を推進するというので、先ほどのフォローアップでも言いましたが、EFSA等の外国機関との連携強化を進めたい。特に来年度はEFSAとの関係ということになると思います。それに併せて我々の評価結果も英訳しないと連携も進まないということでそれを広くやっていきたいというのが基本的な重点でございます。

以下はポイントを御説明します。

「第2 委員会の運営全般」ですが、②のところはこの企画専門調査会の開催のことが書いてございますので、そこを御説明いたします。

基本的に企画専門調査会につきましては、四半期に1回開催するというのを原則としております。恐らく来年度も同じでございしますが、4つポツがあります。5月か6月ごろに19年度の運営計画、要は今実施しているものでございしますが、3月には終わりますので、その結果の御報告・審議をしていただきたい。

また、自ら評価案件の選定、これは非常に大きいものでございしますが、それを今年の8月から11月くらいで行いたいと考えております。

また、20年度の事業が始まるわけでもございまして、大体6か月くらい経ったところで中間的に御審議をいただきたい。

今、まさに御議論いただいておりますフォローアップ、運営計画、これをまた来年の1、2月ころやっていただきたいと考えております。

3ページ「第3 食品健康影響評価の実施」の方を御覧いただきたいと思っております。

「1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施」とい

うものがございます。

私どもの大きなものというのは、リスク管理機関から要請されて評価を行うということでございます。したがって、その前提としてリスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にして、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう、これに努めていく必要があるだろうと。

提出された資料につきましては、当然でございますが、精査・検討を行って着実に評価を実施していきたいと考えております。

以下、箇条書きというか、項目になってはいますが、①がでございます。基本的な考え方としまして、平成19年度までに評価要請された案件、これにつきましては、幾つか例外がございますが、4ページの方にまたありますが、そういうものは除きまして、基本的には平成20年度中に評価を終了するという形で努力をしたいという努力目標でございます。

「2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」がございませうガイドラインにつきましては、優先順位を定めて策定を進めたいと考えております。策定に当たりましては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用するということを考えております。

「3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施」でございます。これはまさにこの企画専門調査会でお願いしているものでございますが、まず最初に、委員会におきましては、いろいろな危害情報なり科学的知見、又はリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的にきちんと整理したいと思っております。その上で必要に応じて専門委員の意見も聞きまして、企画専門調査会に報告する。そして、企画専門調査会の検討結果を踏まえて、最終的には親委員会でご決定いただくと。これは19年度と同じ基本的手順でございます。

「なお」で書いてございますが、自ら評価案件には至らないとされた案件につきましても、必要に応じて国民への情報提供をしたり、情報収集を行うということをやりたいと考えております。

②でございますが、これまでに自ら評価案件に選ばれたものの評価の実施ということでございます。書いてございませうとおり、平成16年度に食中毒原因微生物に関する自ら評価、これは決定してございませう。カンピロバクターからやるというのが5ページに書いてありますが、これについて優先的に調査審議を進めていきたいと考えております。

平成19年度に決まりました我が国に輸入された牛肉及び牛内臓に係る評価につきましても、プリオン専門調査会において調査審議を進めていきたいと思っております。

先般自ら評価候補案件とされました食品中の鉛の評価でございます。これにつきまして、先ほども御説明しましたが、意見交換会等の結果を踏まえて、委員会で自ら評価案件

にするかどうか、最終決定をしたいと考えております。

次に「4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」ということで、いわゆるモニタリングでございます。これについては、先ほどと同様でございますが、基本的には20年度も2回行いたいと考えております。恐らく2月、8月ということだと思っております。そして、その結果については9月、3月にそれぞれ親委員会に報告をしたいと思っております。

「5 食品健康影響評価技術研究の推進」ということでございます。これは①から④までありますが、①は先ほど重点で説明しましたが、研究課題につきましては、評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域をまず設定したいと考えております。

②19年度に完了した研究課題、これが初めて出てきます。これにつきましては、事後評価を適切に実施する。

また、得られた研究成果につきましては、報告会を開催する等、成果の普及に努めたいと考えております。

また、20年度に実施中の研究課題、継続のものでございます。これにつきましては、当然でございますが、中間評価を実施したい。また、研究費の適正な執行を図るという観点から研究受託者に関する実地指導を行いたいと考えております。

④は飛ばします。

6 ページ「4 リスクコミュニケーションの促進」ということでございます。

まず「1 意見交換会の開催」でございます。先ほどもお話が出ましたが、参加者の理解度をより一層高めることができるような工夫、そして効果的、効率的な実施を図っていききたい。具体的には何かということが書いてございますが、1つは、適切なテーマの選定を行いたい。また、計画段階においてテーマごとに適した対象者、開催方法を決めたい。また、開催規模も十分検討したい。

当然実施後に事後評価を行いたいと考えております。

また、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当たって実施する意見交換会の効果的な開催の在り方についても検討したいと考えております。

「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」ということで、①②③から①に戻っていますが、これは④です。直しておいてください。

①でございますが、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーション育成講座」の計画的な実施に努めたい。その内容も充実を図りたいと考えております。

②でございますが、平成20年度予算は今、審議中でございますが、科学的知見に関する

情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター、インタープリターと言うそうでございますが、その育成事業を始めます。したがって、その実施方法を十分検討しまして、効果的な実施をしていきたいと考えております。

③で「指導者育成講座」の受講者が、地域でリスクコミュニケーションを実践的に行う機会をつくっていく必要があるだろうということで、そのモデルについて検討していきたいと考えております。

7 ページ「4 食品安全モニターの活動」を御説明します。

先ほど言いましたが、モニターは全国で 470 人ほどおります。これは 2 年任期でございますが、これは昨年度と変わっておりません。その他にございますが、やはり「食品安全モニター」の方には地域の指導者育成講座にできるだけ参加していただきたい。そういうことを促していきたいということで、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図っていきたいと考えております。

「5 情報提供・相談等の実施」ということでございます。やはり国民に対して正確で分かりやすい情報を迅速、適切に提供するというのが重要でございます。そこで私どもホームページ、メルマガ、季刊誌、パンフレット、リーフレット等々を通じて積極的に情報提供を図っていきたい。また、ホームページについても、内容の充実、操作性の向上を図ってきたいと考えております。

一般国民に対する報道の重要性、これは非常に高いということで、1 つは、必要に応じて委員等による記者会見を開く。

また、これまでも実施してきておりますが、報道担当記者との懇談会、意見交換会等をやっておりますが、更にもっと幅を広げて広い方々と意見交換をやっていきたいと考えております。

8 ページ「7 食育の推進への貢献」。先ほどもお話に出ましたが、引き続きやっていくということでございますが、「特に子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じ、子どもに対する食の安全についての啓発を引き続き行っていく」。先ほど言ったジュニア食品安全委員会等でございます。こういうことは継続的にやっていきたいと考えております。

「第 5 緊急の事態への対処」ということでございますが、「1 緊急時対応訓練の実施」ということで、これにつきましては、やはりリスク管理機関との合同訓練を実施しまして、連携の強化を図ってきたいと考えております。

「2 緊急事態への対処体制の整備」ということで、これは「また」以下が今回ちょっと変わっておりますが、緊急時対応専門調査会という調査会がございます。ここでより

早期の段階において的確に対処するための方策等々について検討を進めていきたいと考えております。

「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」というのがございます。これにつきまして、最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集、提供ということで、基本的枠組みは昨年と変わっておりません。ただ、9ページの上の方の最後の「また」にありますように、先ほども御説明しましたが、21年度から次期システムの構築を始めますので、その準備を着実に進めたいと考えております。

「2 国際協調の推進」でございます。これは従来も進めております基本的流れは変わりませんが、「さらに、EFSA等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する」ということで、できればEFSAと関係強化の枠組みの協定等を結んでいきたいというのが希望でございます。そのための準備を進めていきたいと思っております。

やはりホームページの英語版を充実したり、評価結果の英訳も重要でございますので、それに力を入れていきたいと考えております。

「第7 食品の安全性の確保に関する調査」ということでございます。私ども食品安全確保総合調査という事業を持っております。これにつきましては、平成20年度に実施する課題、6月ごろまでに選定をしたいと思っております。食品については状況がいろいろ変わりますので、機動的にテーマを選定する必要があるだろうということで、その辺は状況によって随時課題の選定は行っていきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、御説明させていただきました。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○橋本専門委員 2点ほど御提案と言いますか、ございます。

7ページ「4 食品安全モニターの活動」というところなんですが、私、実際に今、食品安全モニターを18年度から2年目ということでさせていただいております。そういったことが御縁でこちらに座っているわけでございますが、こちらは年に2回ほどアンケートを取っていらっしゃるんです。もう少し回数を増やしてもいいのかなど。全国に470人いらっしゃるわけですので、国民のいわば代表のような形で、関心の高い方がやはり登録していらっしゃると思いますので、何かそちらの方でアンケートを取りたいと言われた場合には、快く協力をいたしますから、もう少し回数を増やしてそういった吸い上げをしていただけたらというのが1つ。

12月のモニターの報告が20件という数字だったと思うんですが、私個人的にも出して

いないので大きなことは言えないんですが、全体の数からいきますと、5%に満たないくらいの件数だと思うんです。何かお題を毎月付けるとか、何かキーワードのようなもの、例えばこういうことについて今月はレポートを募集しているとかいうことを一言書き添えてもらおうと、何か気に掛かっていることが芋づる式に出てきて、レポート提出ということになるのではないかなと思いましたが、申し上げておきます。

○早川座長 よろしくお願いいたします。

○西村勧告広報課長 まず第1点目のアンケート調査、今は年2回ですが、もっと増やしたらどうかという話、実は予算との関係があるものですから、もちろん、もっと増やしたい面はあるんですが、そこは何とか予算さえやりくりできれば増やしたいと思っておりますが、当面は2回が限度かなと思っております。

2点目の12月の件数が20件しかなかったんじゃないかと。実は我々もかなり気にしております、最近の動きを分析したら、ある特定の人が報告してくれているというのが今年の現象で、1年前は多くの方が少しずつ報告してきていたんです。例えば今年に限って言えば、数字的に言うと470人のうちの6%の人が60%の報告数を送ってきてくれている。非常に偏っている。先月モニターの方全員に、そろそろ年度が終わりますが、報告いかがですかという、それとなく報告してくれるように促したところ。ちなみに今中間的な集計ですが、12月の20件に対して、1月は既に倍増になっていると思います。2月、3月は更に増えるんじゃないかと期待しているところです。

以上です。

○大久保総務課長 補足で言いますと、私、個人的には専門委員の御指摘に非常に賛成でございます。やはり工夫できる場所はもっとあると思うんです。予算とか確かにいろいろ制約はありますが、そこはにわかには今からできるかどうかは別として、そこは1つの検討課題としてやらしていただきたいと思っております。

○早川座長 先ほど1月には少し増えたというのは、特に呼びかけを強化したいというか、原因はそういうことでしょうか。

○西村勧告広報課長 呼びかけの効果も若干あったかと思いますが、その時々、例えば今みたいな中国のギョウザ問題でもあったら、わっと意見を寄せてくれると。そういうのもかなり影響しているかと思っております。

○早川座長 先ほど橋本専門委員の方からおっしゃったように、例えばキーワードとかテーマとかをこちらで考えて、もちろんそれに限定しないで、例えばということになされれば、受ける方もそれをベースにして考えやすいところもあるかもしれないと思ったりもするんですが、そこら辺はいかがですか。

○西村勸告広報課長 今回の御意見、中で検討してみたいと思っております。

○早川座長 外にいかがでしょうか。橋本専門委員、よろしいですか。

○橋本専門委員 今回の件は分かりましたので、よろしく願いいたします。

次に8ページの「7 食育の推進への貢献」というところなんですが、私も小学生の娘を2人もっておりまして、季刊誌の方に載っておりますが、去年こちらで行っておられた小学校高学年を対象とした子どものイベントは、親側としては、国の機関がそういうことをしてくださる。子どもに対して教育的な啓発をしてくださっているというのはすごく関心のあるところございまして、予算の関係もあると思いますが、もう少し回数を増やしていただくとか、ちょっと無理かもしれませんが、地方で関心の高い、人口の多いところと言いますか、そういったところの例えば県庁であるとか、そういったところで安全委員会の委員の方が直接東京の方からみえて、子どもに向けてそういった教育をしていただける場所がありましたら、是非私は参加をさせたいなと思いました。

それから、子どもに向けての関心は、今後、食育に関して教育をして、その子どもが将来の日本の食べ物に関するところを担っていくわけですから、教育に力を入れた方がいいと思うんです。

ですので、そういった関心を持ってもらう1つの媒体として、例えば食品安全委員会が作文や絵などを募って、例えば夏休みなどでこういったところにこういうものを出して、例えば委員長賞とかを設けていただいて、食品安全委員会というものに関心を持っていただく。

賞品とかは必要ないと思うんですが、表彰状の1枚でもあれば、更に関心が高くなって、それを周りの友達に広めていく。学校の先生に広めていくということもできるのではないかなと思ひまして、御意見を申し上げました。

○西村勸告広報課長 実はジュニア食品安全委員会、これは去年の夏休みに初めて始めたんです。今年度が2年目になりますが、引き続き今年もやっていきたいと思ひます。

ジュニア食品安全委員会は、まさにこの席に子どもたちに座ってもらって、こちらは見上委員長以下、7名の委員に座ってもらって、まさに子どもたちが委員になったかのような気分になってもらって、楽しくやろうということで、去年はクイズをやったんです。そのクイズをやって、一番よくできた子にメダルをやったりとか、また、全員に任命書も出してあります。

おっしゃった絵とか作文も今後の検討課題として取り入れていきたいと思ひます。

地方についてはなかなか難しい面もあるものですから、これも検討課題とさせていただきます。ありがとうございました。

○橋本専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○早川座長 回数についてはいかがでしょうか。

○西村勸告広報課長 去年は内閣府の枠組みで2回、あと食品安全委員会だけの取組で1回、計3回やったんですが、それもなるべくなら増やしたいと思いますが、応募してくれる人の数にもよりけりだと思いますが、なるべく期待に応えていきたいなと思っております。

○早川座長 回数と内容のバラエティーという点でさらにお考えいただければと思います。どうぞ。

○清水専門委員 今の橋本専門委員のとの関係があるかもしれませんが、6ページのリスクコミュニケーション推進事業の中で、インタープリターの育成事業とか、指導者育成講座といったようなことはどういう人が教育される対象になるのか。私、十分把握できないんですが、そういう方たちが例えば小学校に出掛けて行ってやるとか、そういうようなことをお考えなんでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 6ページの2の真ん中辺りにございます。まず地域の指導者育成というのは、地域の公民館等における集会の中で、ある程度食品の安全に関する基礎的な知識を持って、周囲の方々にお話をするができるような人をつくりたいということとして、例えば行政の中で食品の安全に関する部門にいる方、あるいは食に関連するような企業なり団体でそういった立場にいる方、あるいは生産者でもそういう立場にいる方を対象に、リスク分析の考え方とか、食品安全委員会というのはどんなことをしていますとか、リスクコミュニケーションに参加するためには、相互に意見を聞きながら、皆さんの立場を理解しながら議論するということが重要ですねといったコミュニケーションの基本的なところを学んでいただくような講座になっております。

これは地方公共団体と共催をしまして、食品安全委員会と県が共催をして開いて、その地域においてそういう人たちを育成していきたいというものです。

そういう方々の中には、食品衛生監視員も含まれているんですが、地域において話す機会が多いですので、そういう知識を生かしてコミュニケーションを図ったりしていただいているということがございます。

さらに今年度からリスクコミュニケーターの育成講座を始めておりますが、これはファシリテーションと言いまして、議論を進める中で意見を引き出したり、まとめていく能力を持ってもらいたいということとして、できるだけ地域の指導者の育成講座を受けた方をさらにステップアップして、そういう能力を持っていただきたいというイメージで今年度から進めております。

さらに同じような能力がインタープリターと言うんでしょうか、科学的なことをもう少し分かりやすく話すという能力も、そういう方々には必要ですので、地域の指導者になるような方をベースにして、そういうインタープリターの能力を備え付けてほしいという考え方で進めることとしております。

○早川座長 よろしゅうございますか。先ほど橋本専門委員のコメントへの対応としては、食品安全委員会の方から幾つかお答えを頂きましたが、大体そういうことでよろしいでしょうか。

○橋本専門委員 はい。お考えになっていることはよく分かりましたので、ありがとうございました。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

○服部専門参考人 ちょっと御説明をいただければ、又は今の段階でお話いただければ教えていただきたいと思うんですが、先ほどの19年度の中でも例えば農薬関係の専門調査会の回数が81回と図抜けて多くなっていますね。それから、昨今のこともあって、また、ポジティブリスト制度もあって、農薬関係について審議がかなり大変だと思うんですが、その中で今回1ページ目にも、また、4ページ目にも農薬関係の評価体制の見直し等々ということが書かれているんですが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか、あれば教えていただきたいと思います。

○北條評価課長 専門参考人御案内のように、ポジティブリスト制度の対象となるものは、758物質ありまして、その中で農薬が548物質ありますが、これは当然できるだけ早く評価を進めなければならないという状況にあるということでございます。

このため、できるだけ早く速やかに評価を行うために、若干専門委員の数を増やしつつ、調査会の運営の改善を図って処理の件数を増やしていきたいということを考えているということでございます。

○早川座長 よろしいですか。

○服部専門参考人 もう一点、今年度からEFSA等との連携の強化ということなんですが、具体的にこれは最近OECD等でも言われているようなジョイント・レビューということも含めてお考えなのか、又は情報の共有等々というくらいのところなのか。連携の強化というところについてちょっと教えていただけますか。

○北條評価課長 EFSAとの連携の強化につきましては、やはり情報ベースの強化が中心になると思いますし、また、今ジョイント・レビューというお話も出ておりまして、これは農薬についてOECDで進められておりまして、私どももいろいろ人的な制約はあるわけですが、将来的には、メンバーの一員として評価の枠組みに入れるよう検討していき

たいということでございます。

○早川座長 外にいかがですか。

○伊藤専門委員 BSE が発端で5年間過ぎたわけですが、計画の中には微生物の問題、細菌やウイルスの問題、教育の問題、広報活動、PR活動、情報の共有化、海外も含めた問題、省庁との連携等、細かな具体策は別にして、ほとんど想定される課題は網羅されているなと考えています。

これは多分食品安全委員会の範疇ではないのかもしれないんですが、今回の問題で想定すべきリスクは急激に変化していると言いますか、世の中の変化が激しいわけで、そういった切り口から言いますと、過失や油断というリスク、いわゆる事故という部分と、故意、いたずら、テロも想定されるような犯罪という切り口の違いが出てきています。

それから、細菌、ウイルスを中心にした微生物ではなくて、劇薬、毒薬、農薬と言いますか、そういった形の変化がいろんなところに出てきていますし、これも本当に食品安全委員会の範疇ではありませんが、労務管理の問題とか、キーワードで言いますと、今、内部告発というキーワードもあります。

ですから、どこまで関わりがあるかは別にして、新しい年度に向けてそういうキーワードを掘り起こしていただいて、関係の部門の課題として取り込んでいただく時代になっているんじゃないか。もちろんそれは委員会だけではなくて、我々民間企業でも一緒ですが、そういうふうにご考えていただく時代かなという感想を持っていますので、御参考になればと思います。

○早川座長 ありがとうございます。何か食品安全委員会の方からありますか。

○大久保総務課長 なかなか難しい問題で、我々も時代に遅れないようにやっていかなければいけないということで、今回の中国産の冷凍食品の話もありますが、あれも原因は何かまだ分からないところですが、ああいうのも含めて、いろいろ狭間でいろいろなことが起こったときに、政府全体としてどうやっていくか。これは我々だけではなくて全体の問題になると思いますが、そういう視点で、内閣府でも国民生活審議会、あつちには消費者の視点という形ではありますが、そういう中で全体をどうするのか。その中で我々はどういう位置付け、どういうスタンスを取るのか。その辺は今、御示唆もいただいたところでございますので、ちょっと考えていかなければいけない問題だろうなどは思っています。

○早川座長 ありがとうございます。外にいかがでしょうか。

○近藤専門委員 重点事項の第1の2番ですが、5周年の記念事業を行うということでございます。もし、できれば企画、内容等について若干なりともお話し願えればと思いますが、どのような規模で、どのような内容か、ひとつよろしくお願いします。

○大久保総務課長 これは大体9月を考えておりまして、今まさにどういうことをやろうかなと考えている段階です。ただ、残念ながら特別の予算がないので、どうやっていくということは非常に大きな課題になっています。

1つは、海外の研究者の方等をお呼びして、ワークショップとかを企画したい。当然5年間の我々の成果というの、先ほどの技術研究も成果が出てきますので、そういうものも発表したり、できるだけ一般の方にも我々の活動を知っていただきたい。そういう一般の方も含めた形でやるにはどういう形がいいか。また、マスメディアの方々も関与していただきたいということで、今まさに企画を進めているということでございます。

したがって、日程が決まりましたら、皆さんにも是非御参加いただくように、いろいろお願いしたいなと思います。

○早川座長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○本間委員 ただ今の伊藤専門委員の御発言に関連してのことなんですが、いわゆる食品の安全の情報というのは、特に海外の場合、実際のたくさんの企業の方々が現地へ行っていろんな買付けとか、現地のものに一番接しているのはそういう方々じゃないかと思うんです。

そういう情報というのは、もちろん、それぞれの企業の利益にも関係している部分があると思うんですが、実際に事件が起こってみると、企業筋の方々が割と予兆というか、何か変だよなというふうな話をしていたとよく聞くんです。

確かにそれを回避するというのは企業の利益そのものなんだろうけれども、何かこういう情報をも集約というか、何かうまく活用できる工夫というのはないのかなと私はいつも思うんですが、官庁がもっとも苦手とする情報源かと思います。もし服部専門参考人や伊藤専門委員にお考えがあったら、お聞かせいただけないかなと思います。

○早川座長 伊藤専門委員、いかがでございましょうか。

○伊藤専門委員 たまたまメンバーが数名、急遽、もちろん天洋食品さんではありませんが、我々がお得意先にさせていただいているメーカーさんを何社か、寒い中、大雪で飛行機がなかなか飛ばない中を苦労して、しかも既に春節の休みに入っていますから、工場は稼働していませんし、そんなことは当然情報で分かっているわけですが、あえて封印がされている工場などを開けていただいて、通常の商談では出ていられない工場長や品管部長、我々の商談の場合はもっと上の方が出てきますので、そういう人たち、現場に近い人たちに案内をしていただいて、記録や帳票等の確認でチェックをさせていただいたということで、新しく分かったこともありますし、一番面白かったのは、工場の敷地の外側の、いわゆる植栽や芝生を管理するために、そういったたぐいの農薬が使われているという事

実も分かりましたので、そういったことも含めてコンタミがないかとか、改めて別個の切り口での管理も必要だなということを、問題ないという形で結論は取れましたが、今回のいろんな問題は教訓として生かす項目も非常に多かったと考えております。

この場ではこれ以上お話ができませんが、そういった状況でした。

○早川座長 ありがとうございます。服部専門参考人、何かございますか。

○服部専門参考人 私どもは農薬等を扱っているのであれなんです、通常、確かに私も諸外国の状況も、出掛けることも含めて入りやすいんですが、本当に必要な問題については、所轄官庁が直接の所掌だということもあって、必要なものについて私ども業界も農林水産省の方にはできるだけ速やかに、非公式であっても情報を提供するように努めているという状況かなと思っております。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、外に何かございましたら、よろしく願います。

○河合専門委員 今の点について、私どもも中国といろいろやっていますので、そこら辺の内容についてちょっと説明しておきます。これは誤解してほしくないんですが、今回の場合は、残留農薬という形での中毒では恐らくないということは今言われていますが、最初に報道されたのが「残留農薬で中毒」と聞いたので、非常にこれはおかしいというか、疑問に思って、中国の工場を管理している者にとっては、そんなことあり得ないのに何でだというのがまず第一に来たところなんです。

そういう最初の情報の入り方が違っていると、ずっとそれが頭に残っていて「農薬」、「中国」、これでまたいろんなところが非常に悪いという印象がずっと来たんですが、科学的に見たら、通常の残留農薬ではあんな症状は出ないわけで、そこら辺のところがかちっと分かっているかどうかということだと思えます。

もう一つは、中国の食品企業に対する見方というのが、やはり 2002 年に残留農薬で出たというイメージとか、恐らくもっと昔のイメージが皆さん強くて、それを引きずって今と結び付けているので、事件性とは別個にそちらの方へ行っていると思うんです。

そういったことと、現在ポジティブリスト制度ができて、その前くらいから、今の農薬管理というのは非常に厳しくなっているんです。どちらかというと、今、御指摘されているいろいろ不穏な情報があるんじゃないかということなんです、それはむしろ日本向けの農薬管理が非常に厳しいので、日本に送るよりも自国で商売をやるとか、ヨーロッパに送るとい、そちらの方が強いです。

我々も中国の方と話すんですが、最初はそんなにすぐにできないものを急に押し付けてみたいなことを言っていたんですが、現在はそのお陰で中国の日本向けの農薬管理は世界に

誇れる形になってきたということなんです。

ですから、大分認識に差があるなというのが私の感じですか。彼らは相当自信を持っているとか、それが現状じゃないかなと思うんです。そういったことというのは、なかなか伝わってこないんです。今の時代、「そういったことを言っているのか」みたいなところがあって、なかなか言わないということがあるんですが、そこら辺も情報の伝え方の問題というのはあるんじゃないかなと思います。

○早川座長 ただ今の話は運営計画にも密接に関係する話ではございますが、中国の話、個別のことはその他のところで、また、お話しをいただくということにして、運営計画との関連でその他、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○谷口専門委員 今まで皆さんのおっしゃったことに全部含まれていると思いますが、発信した情報や、こちらでいろいろとされている事がうまく伝わっているか、それが有益にできているか、ということが確認できていないように思えます。ちょっと不信に感じた点ですが、例えばこんにやくゼリーのことも、いろいろ聞いたり、スーパーとかで見たりもしましたが、業者に指導は下りているけれども、消費者側にはあまり知られていなかったり、表示は変わっているのにスーパーもそのままお菓子の横に並べてあったりとか、そういうこともうまく伝わらないというのが確認できているのかなと。

話は別になるんですが、ファシリテーションの講座もされているとおっしゃっていましたが私も一度参加させていただきました。その時の意見としては、これはどうやって使うのかなみたいなことを言われたこともありまして、うまくかみ合っていないところがあるんじゃないかなと感じました。確認作業というか、うまく伝わっているかということは何かの意味でモニターさんをお願いして調べていただくとかいうのもできないかなと思いました。

○早川座長 ありがとうございます。何か事務局の方からございますか。

○大久保総務課長 そこはまさに行政の課題なんだろうと思います。私ども政策評価とかいろいろやるわけですが、結局、やったものの結果をどう評価するのか、また、どう確認するかというのは行政全般非常に悩んでいるところだろうと思います。ファシリテーターのことは後でリスクミ官からお願いするとして、例えば意見交換会とかについては、結局、やった結果、アンケートを取って結果はどうだったかとか、そういう意味での確認はできると思うんですが、さっきこんにやく入りゼリーとかいうお話がございましたが、例えば省をまたがってくるとかすると、我々はリスク評価が仕事ですが、今言っておられたようなものはリスク管理措置になってくる。そうすると、基本的にはそういうものは管理機関がいろいろ確認する。そして最後は監査指導とかいう話になってくると思うんです。

そうは言いつつ、食品安全委員会でそういうのを確認する手段は全くないのかと言えば、確かにモニターさんを活用するとか、いろいろ可能性はあると思うんです。ただ、果たしてどこまで我々の守備範囲としてやるのか、そうすると、そこはまた、行政の何とかという話がありますが、そこは非常に難しい問題であるとともに、それは確かに課題なんだと思います。そこは今すぐここでどうこうという結論は申し上げられないんですが、そういう認識は持っています。そこはまた、よく我々としても考えていきたいなと思います。

では、ファシリテーターについて説明します。

○小平リスクコミュニケーション官 先ほどのファシリテーターの講座ということで御参加いただきまして、ありがとうございました。

私どももそういった講座を受けた方がどう活躍しているのかというのは、ピンポイント的には情報を頂いておまして、御自身で動かれる方は、例えば我々がつくっている DVD なども一緒に活用して、こういう小人数のグループでお話し合いをしましたという報告は頂いているんです。

でも、皆様そんなふうに全員動けるといってもないので、6 ページのところになりますが、下から 2 つ目③にありますように、こういった講座を受けられた方がどのように地域のリスクコミュニケーションの場に参加して活動したらいいかという、1 つの事例をやってみて、こんなことはできますねということを講座を受けられた方に情報としてフィードバックをしていきたいと思っています。

そういうことによって、新たな知恵を生みながら、皆様どうやって活躍したらいいかというきっかけなりになっていただければと思って、これは 20 年度に取り組みたいと思っています。

○早川座長 よろしいですか。

○谷口専門委員 はい。

○早川座長 ありがとうございます。外にいかがでしょうか。

○西脇専門委員 今の谷口専門委員の意見、質問とも関連することになりますが、この企画専門調査会で自ら評価とかを含めて検討する案件は、消費者の方々にとって安全よりも安心に関する不安感から提起されるものが非常に多いと認識しています。そういう状況の中で安全の切り口から、食品安全委員会としてどうしていくのか、論議をして具体的な対応を取っているのが現状です。

先ほどの御説明の中で省庁の関連の対応のお話もありましたが、食品安全委員会は安全評価が使命と言っても、それが安心につながる視点でどう考えていくのか、安全と安心をセットで考えていかない限りは、本当の意味での食品安全委員会の機能というものを果た

し切るといふ形にはならないのではないかと考えています。

ちょうど食品安全委員会設置5周年を迎える中で、この委員会全般の活動や安全評価から安心につなげていくための工夫などを棚卸しして、是非省庁をまたがる課題とか、この5年間の活動の中でのいろいろな観点から出てきている視点も踏まえ、「平成20年度における委員会の運営重点事項」の「これまでの活動全般についての点検」の1つの大きな軸として御検討いただきたいとお願いいたします。何とぞ、よろしく申し上げます。

○早川座長 ありがとうございます。何か事務局の方でコメント等ございますか。

○大久保総務課長 非常に大きな課題を突き付けられましたが、言われるところはよく分かります。どこまでできるとかは別に、そういうことも念頭に置きつつ最大限の努力だけはしたいと思います。

○早川座長 食品安全委員会というのは、主にリスク評価をするところですので、安全と安心というのは、今、セットで話がされておりますが、食品安全委員会の立場からすれば、科学的にリスク評価をきちっとやって、その結果、安心感を持っていただくということだろうと思うんです。安全というのは科学的なもので、いろいろな評価に基づいて安全性というのが出てくるわけですが、安心というのは感覚的な部分で左右されるところがありますので、そちらから入ってしまうと、科学的にどうあれ、安心じゃないと言われてしまえば安心じゃない。ここの役割は安全というのをきちっとやって、結果として、だから安心してください、あるいは考慮材料にしてくださいというスタンスが重要という感じがいたします。安全・安心という、ある場合には違う次元のことでもある言葉が、いつもセットになってしまっているの、なかなか解決が難しい部分もあるかなと思いますが、この食品安全委員会の立場からの切り口というか、それでいくしかないんじゃないかと思えます。

外にいかがでしょうか。

マスコミ等でも最近リスクゼロというのはないという概念が少しずつ定着してきておりますし、やはり徹底的な安全評価をやって、安心に至るとというのが正攻法ではないかという論調も最近出てきているようですので、そういう形の方向でリスクコミュニケーションをしたり、評価をしたりということができれば、いいと思います。もし、その他ございましたら、今まで出た御意見を簡単に私なりに整理いたしますと、「食品安全モニター」について、もう少し工夫できるところがあるのではないかという御意見がございました。

それから、食育の推進、子どもさんを中心にして、次代を担う方々にしっかりと食育の推進をしていくということに関する御意見。

それから、地域でのリスクの推進。この中に指導者の育成講座からインタープリター、

ファシリテーターという形の展開。ここはファシリテーターに関するところがこのドラフトにはどこかに書かれているのかもしれませんが、もし抜けていれば、そこら辺の位置付けはしておいた方がいいのかなと思います。

農業関係の具体的な方策ということで、速やかにどうすれば推進していけるのかということに関するお話。

EFSA との連携強化の具体的な内容について。

時代の変化に対応した形での食品安全をどう考えていくか。これはリスク管理もすべて含めて全体の問題であります、その中で食品安全委員会としてどういう切り口があるのか。向かい方があるのか。

あるいはどう速やかに的確な情報を把握して、それに対応していくのか。これも食品安全委員会そのものとどこまで関係するか分かりませんが、それなりの関係の仕方があるということですね。

それから、5周年記念事業は現在企画中ということで、それに関してこれから計画を推進していく。先ほど安全・安心の話とも関係しますが、そういうことのコミュニケーションも含めて意味のあるものにできればいいのではないかと考えています。

この食品安全委員会も含めて、食品の安全性に関する情報発信をしているわけですが、それがうまく伝わっていないのではないかと。それに関する確認、あるいは検証作業をどう的確に行っていくのかということがございました。

それから、最後に最大のテーマであります、安全と安心というものをどうとらえて、食品安全委員会としてどういう形で切り口に切り込んでいくのか。こういうふうな御意見があったと思いますが、もし抜けている点があれば補足をいただければと思います。

○大久保総務課長 基本的にはそういうところではないかなと認識しております。ファシリテーターの話は、6 ページの「2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」の①の「リスクコミュニケーション育成講座」ということでいいんですね。

○小平リスクコミュニケーション官 失礼しました。6 ページの2の①のところに、地域の指導者育成講座及びリスクコミュニケーション育成講座とあります。これはファシリテーションの能力を高めるために実施している育成講座になりますので、もしかしたら分かりやすい表現を。

○早川座長 育成したいリスクコミュニケーションの中にファシリテーターとインタープリターという役割がある。そこを分かりやすく整理していただければと思います。

今、いろんな意見を各専門委員から頂いたわけですが、頂いた貴重な御意見でございますので、今の運営計画（案）にもう少しうまい形でそういうことが盛り込める箇所

があるとなれば盛り込むということ。

○大久保総務課長 済みません。今のファシリテーターのところは、工夫できるか、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。その他について今まで頂いたものは、私の認識ですと、どちらかという、これを骨格に今後運営するに当たって、こういう点を留意してやってほしいという形かなということなんで、できれば文章的にはこれを基本にさせていただいて、実施に当たってその辺に留意して進めるというような形にさせていただけるとありがたいというか、ということでしょうか。

○早川座長 全体としては、書かれたことが基本です。全く新しい追加・修正ということはありませんが、今日の御意見を踏まえて、もう一度見直していただいて、もし言葉遣い等々で少しめり張り等を付けられる部分があれば付けていただきたい。そういう程度の趣旨でございます。

○大久保総務課長 分かりました。

○早川座長 専門委員の先生方、そういうことでよろしゅうございますか。

では、そういうことでその点も踏まえて、お考えいただく。結果としては、このままになるかもしれないということではございます。ここでもうお任せいただいて、あとは食品安全委員会の方に、これをもってこの（案）としてお出しいただくという手順でございますね。

○大久保総務課長 事務局が考えておりますのは、恐らくそんなに大きいことはないと思いますので、座長と事務局とで相談させていただいて、座長一任とさせていただいて、次回にそこは報告させていただくという形が取ればと思います。

○早川座長 専門委員の先生方、いかがでしょうか。そういうことでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○早川座長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただくことといたします。

本件につきましては、この委員会の報告の後に、どういう取扱いになるか御説明いただければと思います。

○大久保総務課長 私から御説明いたしますと、先ほどの運営計画のところにもありましたが、座長と最後は調整させていただきまして、できれば来週 14 日の委員会にこの結果を報告させていただきたいと思っています。

委員会で御審議いただきまして、そこで基本的に了承されますと、国民から意見を募集するという形を取ります。恐らく 1 か月くらいだと思います。

それを踏まえて、最終的に親委員会の方で決定するという手続を踏ませていただきたいと思えます。

○早川座長 ありがとうございます。そういうことでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 続きまして、「その他」でございますが、事務局から平成19年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件、平成20年度食品安全委員会予算(案)の概要及び中国産冷凍食品が原因と疑われる薬物中毒事案について、御報告があるということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

○大久保総務課長 それでは、時間も少ないので、簡単に御説明します。

まず参考資料6-1を御覧ください。これは昨年11月27日に最終的に企画専門調査会で自ら評価案件を御審議いただきまして、それは座長名で委員長あてに結果を御報告させていただきました。それが1月16日でございます。その委員会に出した資料そのままが6-1でございます。

今日御説明するのは参考資料6-2の方を御覧いただきたいと思えます。これがその結果でございます。委員会ではどうなったかということで、1.にございますが、企画専門調査会におきましては、食品中の鉛、これが候補として選ばれたところでございます。そして、親委員会におきましては、黒ポツのところでございますが、これを案件とすることは適切であるということです。ただ、意見交換会を行った上で実施について決定するという事で、近く意見交換会をこの件についてやらしていただきまして、その上で再度親委員会の方で決めるという手続を取らしていただきたいと思えます。

「2. 情報提供されるべき案件等」ということで、ここに記載のものがございますが、こんにやく入りゼリーにつきましては、親委員会におきまして、今後の取扱いがございしますが、厚生労働省におきまして、いろいろ調査をするということもありますので、その状況を含め国内外の情報収集を行っていききたいと。確か前回の委員会で外国の情報もということがございましたので、その辺もやりたいと考えております。

また、こんにやく入りゼリーだけではなく、食べ物一般も含めて、事故防止について食品安全委員会のホームページを充実したいと考えております。

それを契機に私どもとしても、地方公共団体の方に通知を行いたいと思えます。併せて季刊誌とかメルマガ、私ども意見交換会等もやっていますので、その際も含めてできるだけ実効性のあるような情報提供をやりたいと考えています。

1 ページめくっていただきますと、これは実は前回の調査会ではお示しできなかったんですが、団体が事故防止策を策定したときに、厚生労働省におきましては、県・市に通知、

事務連絡を出しております。真ん中辺にございますが、市町村、児童福祉施設、老人福祉施設等々でございます。ここにおいてもその措置について周知を図っていただきたいということで、先ほどの御意見で、これは出したけれども、どこまで実効性があるかが問題なわけでございますが、そこは繰り返しやるしかないかなと考えております。

ということで1ページ目に戻っていただきまして、こういう措置はやられていますが、私どもとしても、委員会としても、改めて地方公共団体の方にお知らせ周知をして、できるだけうまく生かしてやっていきたいと考えております。

その外「体細胞クローン牛」以下ですが、これにつきましては、Q & Aを作成しまして、ホームページで公開するというので進めていきたいと思っております。

また、「ヘテロサイクリックアミン」につきましては、情報収集を進めていく。

「有機ヒ素化合物」につきましては、無機ヒ素のファクトシートがございますので、それに追加するという決定を得たところでございます。そういうことで進めていきたいと思っておりますので、御報告申し上げます。

参考資料7「平成20年度食品安全委員会予算（案）の概要」でございます。年末に決まり、今、国会で審議中でございます。

右上に書いてございますが、20年度予算（案）総額で委員会関係14億8,700万円でございます。対前年と比べますと0.5%減という形でございます。

以下、下の方で枠でくくっていますが、技術研究の着実な推進とか、2ページ目の地域におけるリスクコミュニケーションの推進、評価の国際化の強化、情報システムの充実、緊急時の訓練等々について、いわゆる重点事項ととらえていたものについては、同額なり増額という形でございますので、ある意味、めり張りのついた予算を獲得できたのかなと思っております。ただ、事業全般についてできるだけ節約なり効率化を図るという趣旨だと思っておりますが、それについては着実に進めさせていただければ、必要な事業はできるものだろう、予算は確保できたと考えております。

3枚目をめくっていただきますと、定員関係がございます。私ども先ほど農薬等の評価も大変だということがあり、中ほどの①にございますが「食品健康影響評価の拡充」ということで、ポジティブリスト関係ということで、評価専門官2名の増員が認められております。

また、リスコミ関係につきましても、リスクコミュニケーション専門官1名増員という形で、3名増員になっていますが、一番最後の※印にありますように、国においては今定員削減計画がありまして、自動的に1名削減ということなんで、純増2名と非常に厳しいところですが、そういう状況でございます。こういう形で20年度は事業を進めていきたい

と思っております。

続きまして、今日新しくお配りしました参考資料 9-1 から 9-4 につきまして、簡単に御説明申し上げます。

皆様御承知のとおり、いわゆる薬物中毒事案、中国産の冷凍ギョウザでございます。

参考資料 9-1 にありますように、これを基に 1 月 31 日に「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」というのがございまして、そこで政府としての今後の方針の申合せがなされております。

これに基づいて政府として一体的にこの事案に取り組んでいくということでございます。基本的には大きく 3 事項ございます。

「1. 被害拡大の防止」に記載のような関係府省緊密な連携の下に、国民に対して必要な情報提供を積極的に行っていく。

(2) にございますように、「国民からの問い合わせに対応するため」に窓口を設置するということを決めております。

また、「2. 原因の究明」につきましても、関係省庁連携を図りながら、経路の解明と原因の究明を図る。また、関係国の協力も求めるという形になります。

「3. 再発防止策の検討」ということで、これにつきましても、各機関の対応、詳細に事後検証、点検をするということで再発防止を図っていくというのが基本的な方向でございます。

参考資料 9-2 は、政府として関係省庁のこの問題についての取組をまとめまして、毎日更新して公表しているものでございます。

「1. 事案の概要」は皆さん御存じだと思いますが、中国産冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒ということで、今のところ患者数の確定は 10 名ということでございます。

(2) これまでの事案の概要」にあります。千葉県で 2 事案、12 月 28 日喫食のものと 1 月 22 日のものと、兵庫県の事案 1 月 5 日ということで、入院の方も出ているという事案でございます。

2 ページ「2. これまでの対応（政府）」で、これは各機関がやってきたことを新しいもの順に書いてあるというもので、今回の事案に関係するところが内閣官房、内閣府、警察庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等も入っているという非常に幅広い機関が関係する事案でございます。

7 ページの一番下「1 月 30 日（水）」というのがございます。まさにこれが、この案件が明らかになったというときでございますが、①に食品安全委員会のやったことが書いてございます。食品安全委員会におきましては、速やかに当日ホームページで必要な情報、

関係機関とのリンク等も含め、また、メタミドホスの科学的情報も提供したということで、これが基本的なベースになっております。

それがどういう内容かというのが参考資料 9-3、これはまさに私どものホームページをそのまま取ったものでございますが、上の方に四角で囲っておりますが、「重要なお知らせ」ということで「1月30日 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる被害事例の発生等について」ということでコーナーを設けました。これをクリックすると2ページ以下が出てくるという形で、時々刻々更新していますので、変わってきますが、これは直近のものだと思いますが、そういう被害発生で厚生労働省、農林水産省、国民生活センターが情報提供しているということをお知らせします等々で必要な情報、関係機関のリンク等を張ってやっているということでございます。

これにつきましては、その後順次改正しておりますが、2月5日の日には、参考資料 9-4「メタミドホスについて」という非常に化学記号も付いている5枚くらいの、まさに科学的知見を集めた、私どもハザード情報シートと新しく名付けたんですが、これも今までは概要だったのをもっと詳しく集積したものをホームページで公開したという形でございます。

さらに同じ日の2月5日には「ジクロロボス」というのも混入物として見つかりましたので、それについてもホームページで、先ほどのものでございますが、紹介をしたという形で順次情報については追加していったという形でございます。

先ほどの参考資料 9-2の9ページをお開きください。

「3. 今後の対応（政府）」ということで、各機関でございます。今回の事例については、どういう経路で入ったかというのはまさに原因究明をしておりますが、私どもの側としては、やはり科学的知見に基づいてどういうものかとか、最新の情報をできるだけ提供していくのが一番重要になるだろうということで、それらについては引き続いてやっていきたいと。

また、②のところを書いてありますが、「問い合わせの対応」ということで、「食の安全ダイヤル」が土日も窓口を開いてやっているということで、問い合わせには細かく対応していきたいということでございます。

10ページに日々の相談件数が出ておりますが、7日、昨日、委員会にもこの件に関するものということで6件ほど来ています。やはり政府全体でみると厚生労働省が一番多いのかなという形でございます。

11ページに各都道府県の相談とか報告件数、患者数などが出ております。

12ページは今までの累計ということで、委員会には今のところ47件ほど相談なり問い

合わせがあったということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

○佐々木専門委員 日本生協連の佐々木と申します。このたびは皆様に非常に御迷惑をお掛けしました。被害に遭った御家族の方には御見舞に行ったりおわびに行ったりしております。

本日は「その他」の議題にキョウザの件が入ると知らなかったものですから、きちんとした資料を提出できませんので、口頭で現在の取組と、回収状況について、情報提供ということで話させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○早川座長 はい。お願いします。

○佐々木専門委員 本来であればきちんと資料をつくって、皆様にお配りできればいいのですが、一般的な情報はマスコミと私どものホームページ、あるいは行政各機関のホームページで御覧いただいているかと思えます。一番大事なのは、今は回収に全力を挙げているということです。この回収に全力を挙げるというのは、特に冷凍食品の特徴でして、冷凍庫にある限り、ほぼ何年でも保ちますから、御本人が気が付かない限り、危害のリスクを家庭に抱えたままになるということです。消費者の皆様にもきちんとお知らせしながら回収しないと、事件は解決したとしても、御家庭でのハザードがなくなるという認識に立っておりまして、私どもは2つの供給形態、販売形態を持っておりますので、共同購入関係については、直接御自宅へ伺う、あるいは電話で確認するということで、消費された分については健康状態をほぼヒアリングを終わりました。残っているものについては、ほぼ回収しております。

ただ、週に一度の遠隔地、すぐ行けないところにつきましては、キープを依頼して、これから取りに行くというところもあるように聞いております。

それから、転居したりしている方もいらっしゃいますので、現在、1都7県では葉書を大体20万通、電話で連絡が付かなかった方、転居が直近で転送を期待して出している部分もありますが、大体大丈夫ということでお返事を頂いたり、お電話を頂いたりということを確認している状態です。やはり100%にはいきませんので、いろんな機会に農薬が高濃度に残っている場合は安全性の問題ではなくて、毒物の扱いですから、家庭に絶対置かないでほしいということで何度も呼びかけていかざるを得ないと今、進めております。

それから、やはり不信感が非常に大きくなっておりますので、コープ商品は現在食品で6,000品目ありますが、そのうちの中国生産している二百数十につきましては、1ケース

ずつ取り寄せまして、農薬 1 品目大体 400 項目くらいですが、一斉に自社の検査をかけているというところでは。

それから回収した商品につきまして、組合員の方から症状があったと申告があったものに関しましては、全品検査をしております。日々来ますが、2 日前までのものについてはすべて終了、その結果は微量のメタミドホスが 1 件、ジクロルボスが高濃度で出たのが 1 件となっております。

先週から私どもの商品検査センターの方はほぼ 20 時間稼働でやっております、1 日大体 40 件ペースで、精力的にやっているところです。

1 つは、回収に努めること。

1 つは、原因究明に努めるということで、警察ですとか厚生労働省等と協力しながら、中国政府の要請にも応えながら、やっているということをお報告したいと思います。

今回、私どもも通常の品質保証上のクレームという対応をしております、「毒物事件」や「食品事件」というものに対する意識や感性が弱かったと、非常に深く反省をしております、私どもの今のシステムの不十分さ、「食品事件」を 1 つのキーワードにした対策について、第三者委員会を再来週にも立ち上げて検討を進めるとしております。

また、国際チェーンストア協会主催の国際的な食品の安全の会議があるんですが、実はそこでも 4 つの分科会でいろいろ検討しています。その 1 つのテーマに「食品事件」があります。その会議が来週ありまして、そこに出掛けて、世界的な教訓ですとか、いろいろ情報を集めて対策に生かしたいなと思っております。

私どもの今の取組を報告させていただきました。

○早川座長 ありがとうございます。ただ今のは、ここは企画専門調査会ということでございますので、一職域の話というよりは、情報、事実関係としてこういうことがあって、今後の食品安全に対してどういうふうに向かっていけばいいかという教訓としての話ということで伺ったと認識しております。

それでは、外に何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、公開で行っていますが、その際、個人情報に関すること等、特定の話に関しては、場合によっては議事録から削除ということで、お願いできればと思います。

事務局何かございますか。

○大久保総務課長 そこは後で確認したいと思います。

○早川座長 それでは、これで議題が終了いたしました。何か全般的にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上によりまして、本日の議事はすべて終了いたしました。次回の日程につきまして、どのようになっているか、お願いいたします。

○大久保総務課長 先ほど御議論いただきました運営計画にも書いてございましたが、できれば5月か6月くらいに、19年度の運営計画のフォローアップ及び運営状況報告ということで御審議いただければと思います。したがって、具体的な日程は、また、皆さんの御都合を聞いて調整したいと思いますので、また、改めて御連絡させていただきます。

○早川座長 それでは、以上をもちまして「企画専門調査会第23回会合」を閉会いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。